

危険なブロック塀等の 撤去費用を補助します！

～この機会にぜひご検討ください～



みどちゃん

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震においてブロック塀が倒壊し、通行者が亡くなられる被害が発生しました。これを受け、本市においては、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等（組積造又は補強コンクリートブロック造）の撤去工事費用の一部を補助します。

事例紹介



撤去前



撤去後

補助額

次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い金額

ア	補助対象経費（補助事業に要する額）の2/3
イ	撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m × 2/3
ウ	200,000円（上限額）

※1,000円未満の端数は切捨てとなりますので注意願います。

受付期間

令和6年度の申請受付は、

令和6年4月1日から
令和6年11月末日までです。

※申請受付前に事前相談が必要です。

※国や市の予算等の状況によっては、**予定期間より事業期間が短くなる可能性があります。**

（問い合わせ先）

水戸市役所 都市計画部 建築指導課 審査第2係
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
TEL:(代表)029-224-1111 (内線)3461、3462

詳しくは水戸市ホームページをご覧ください。

（申請書等がダウンロードできます）

水戸市 ブロック塀

検索

補助事業の概要

(1) 補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）

倒壊した場合、通学路（水戸市立小中学校及び義務教育学校の通学路）や水戸市地域防災計画に定める災害時主要道路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組石造又は補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。

(2) 補助金の交付の対象となる事業（補助事業）

以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、水戸市に本店、支店若しくは営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工をする事業が対象となります。

※ 撤去しない部分に倒壊の危険性がないもの又は倒壊の危険性への対策を行ったものについては一部を撤去する工事も対象となります。

ア 水戸市の区域内に存すること

イ 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること

ウ 販売を目的とする土地に存するものでないこと

エ 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと

オ 既に補助金の交付対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

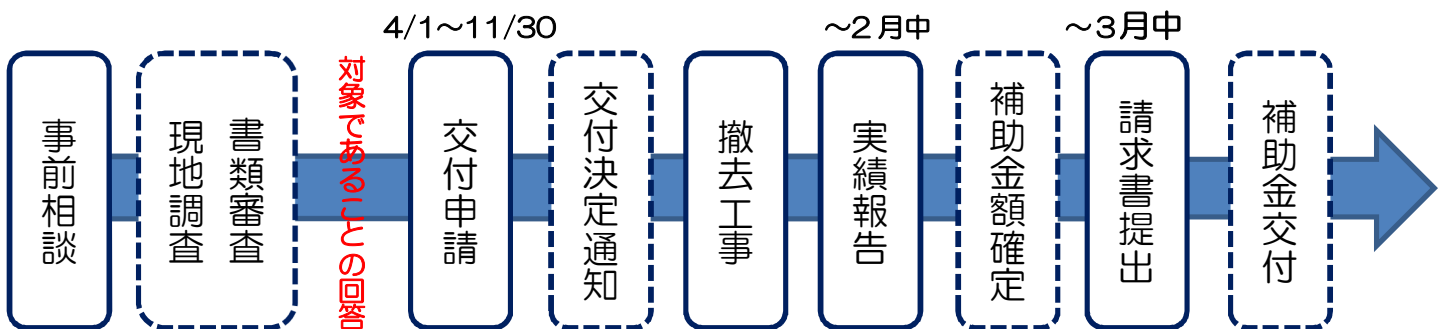


(3) 補助の対象者

危険ブロック塀等の所有者又は共有者となります。

※ 補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物である場合は、申請の際に他の共有者の同意が必要となります。

手続きの流れ



市が行う事務手続き

《《 注意事項 》》

1. 補助金を受けるにあたっては、建築指導課に**事前相談が必要**となります。
2. **撤去・改修等済みの**ブロック塀等への**補助金交付は出来かねます**。ご了承下さい。
3. 補助事業に係る施工業者（水戸市内に本店、支店もしくは営業所を有する建設業者、解体工事業者）との**契約の締結は、水戸市から補助金の交付決定通知書を受けてから**としてください。
4. 事前相談及び申請受付後の**審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立てて**ください。

きけん

